

議第 2 2 6 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称
呉市漁業共同利用施設（音戸漁船漁業用作業保管施設）
- 2 指定管理者
呉市音戸町北隠渡 1 丁目 1 2 番 4 号
音戸漁業協同組合
代表理事組合長 中島 克之
- 3 指定期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

音戸漁船漁業用作業保管施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議第 2 2 7 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称
呉市漁業共同利用施設（蒲刈漁業用作業保管施設）
- 2 指定管理者
呉市蒲刈町宮盛 1 番地の 2
蒲刈町漁業協同組合
代表理事組合長 兼田 治
- 3 指定期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

蒲刈漁業用作業保管施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議第 228 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称
呉市漁業共同利用施設（田原かきいかだ製作解体場）
- 2 指定管理者
呉市音戸町田原 2 丁目 1 2 番 1 号
田原漁業協同組合
代表理事組合長 重川 直喜
- 3 指定期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

田原かきいかだ製作解体場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議第 2 2 9 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称
呉市漁業共同利用施設（蒲刈水産物荷さばき施設）
- 2 指定管理者
呉市蒲刈町宮盛 1 番地の 2
蒲刈町漁業協同組合青年部
代表 兼田 治
- 3 指定期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

蒲刈水産物荷さばき施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議第230号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称
呉市漁業共同利用施設（豊浜水産物荷さばき施設）
- 2 指定管理者
呉市豊浜町大字豊島4136番地22
呉豊島漁業協同組合
代表理事組合長 北田 國一
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

豊浜水産物荷さばき施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。

議第 2 3 1 号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称
呉市漁業共同利用施設（阿賀かき殻一時たい積場）
- 2 指定管理者
呉市阿賀南 5 丁目 3 番 1 6 号
阿賀漁業協同組合
代表理事組合長 松谷 愿
- 3 指定期間
令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日まで

（提案理由）

阿賀かき殻一時たい積場の指定管理者を指定するため、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、この案を提出する。

議第232号

公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定する。

- 1 公の施設の名称
呉市漁業共同利用施設（豊浜製氷貯氷施設）
- 2 指定管理者
呉市豊浜町大字豊島4136番地22
呉豊島漁業協同組合
代表理事組合長 北田 國一
- 3 指定期間
令和2年4月1日から令和7年3月31日まで

（提案理由）

豊浜製氷貯氷施設の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、この案を提出する。